

## 林業退職金共済制度の 退職金請求のお知らせ

林業退職金共済制度は、昭和57年に発足した林業界で働く方のための退職金制度です。これまで林業の仕事に就いており、その当時に林業退職金共済制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしていない方は退職金をまだ受け取っていない可能性があります。下記のお問い合わせ先にご連絡ください。



### お問い合わせ先:

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
林業退職金共済事業本部  
電話:03-6731-2889

## 建退共制度を知っていますか?

建退共制度は中小企業退職金共済法に基づき、建設現場の労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的とした退職金制度です。この制度は、事業主が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめた時に建退共から退職金を支払う仕組みです。

- 加入できる事業主：建設業を営む方
- 対象となる労働者：建設業の現場で働く方
- 掛金：日額310円

### 制度の特徴

- 国の制度のため安全で確実で、申し込み手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象になります。
- 掛金の一部は国が助成します。
- 掛金は事業主負担ですが、法人は損金、個人は必要経費として扱われ、税法上全額非課税になります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通して計算されます。

お問い合わせ先:建退共北海道支部 電話:011-261-6186

## アイヌ民族の方からのさまざまな ご相談をお受けします

公益財団法人「人権教育啓発推進センター」は、アイヌ民族の方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けしますのでお気軽にご連絡ください。

- 相談は無料です。
- 匿名でもかまいません。
- 秘密は厳守します。



受付：月曜～金曜日

※祝日、12月29日～1月3日をのぞく

時間：午前9時～午後5時

### 相談専用電話

アイヌ民族の方々のための相談専用フリーダイヤル  
0120-771-208

※来訪によるご相談もお受けします。

月曜～金曜日 午後1時～5時(要予約)

### 公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

- この相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

## 公正証書のお知らせ

法務省と日本公証人連合会は、公証制度の普及を目的に10月1日～7日の1週間を「公正証書週」と定めています。

法律の専門家である「公証人」は法務大臣に任命された公務員です。公証人は公証役場で遺言や重要な契約など「公正証書」の作成、会社を設立する時の定款の認証などを行っています。

### ○遺言を残す場合は、「公正証書」で!

公正証書遺言は自筆証書遺言のように裁判所での検認の必要はなく、原本は公証役場で保存しているので偽造や変造、紛失の心配もありません。また、公証人が依頼者の自宅や病院へ出向き、遺言書を作ることもできます。公正証書を詳しく知りたい方は、お近くの公証役場、法務局にお問い合わせください。

### ●旭川公証人合同役場

旭川市6条通8丁目37番地22 68ビル5階  
電話：0166-23-0098

### ●名寄公証役場

名寄市西1条南9丁目35番地  
電話：01654-3-3131

### ●旭川地方法務局

旭川市宮前1条3丁目3番15号  
電話0166-38-1144